

昭和四十六年政令第二百二十一号

卸売市場法施行令

内閣は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十
五号）第一条第一項及び第四項、第四条第一項、
第五条第一項、第六条第一項、第八条第一号、第
十一条第一項、第七十三条第一項及び第二項並
に第七十六条の規定に基づき、この政令を制定す
る。

（一般消費者の日常生活と密接な関係を有する
農畜水産物）

第一条 卸売市場法（以下「法」という。）第二
条第一項の政令で定める農畜水産物は、次に掲
げるものとする。

- 一 野菜及び果樹の種苗
- 二 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮
(生鮮食料品等の取引に関する法律)

第二条 法第五条第二号（法第十四条において準
用する場合を含む。）の政令で定める法律は、
次のとおりとする。

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す
る法律（昭和二十二年法律第五十四号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十
三号）
- 三 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五
四年法律第二百七十五号）
- 四 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百
三十九号）
- 五 農産物検査法（昭和二十六年法律第二百四十
四号）
- 六 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九
十九号）
- 七 と畜場法（昭和二十八年法律第二百十四号）
八 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年
法律第二百二十号）
- 九 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）
- 十 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九
号）
- 十一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三
十七年法律第二百三十四号）
- 十二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年
法律第五十七号）
- 十三 流通食品への毒物の混入等の防止等に關
する特別措置法（昭和六十一年法律第二百三
号）
- 十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關
する法律（平成二年法律第七十号）
- 十五 商品投資に係る事業の規制に關する法律
(平成三年法律第六十六号)

十六 計量法（平成四年法律第五十一号）

十七 不正競争防止法（平成五年法律第四十七
号）

十八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する
法律（平成六年法律第二百十三号）

十九 種苗法（平成十年法律第八十三号）

二十 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）

二十一 牛の個体識別のための情報の管理及び
伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第
七十二号）

二十二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び
产地情報の伝達に関する法律（平成二十一年
法律第二十六号）

二十三 消費者安全法（平成二十一年法律第五
十号）

二十四 食品表示法（平成二十五年法律第七十
二号）

二十五 特定農林水産物等の名称の保護に関する
法律（平成二十六年法律第八十四号）

（都道府県が処理する事務）

二十六条 法第十二条第二項に規定する農林水產
大臣の権限に属する事務（都道府県、地方自治法
（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市又は同法第二百八
四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合
(同一の)都道府県の区域の一部をその区域とす
る地方公共団体のみが組織するものであつて、
同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が
加入しないものを除く。)が開設する中央卸売
市場に係るもの(を除く。)は、都道府県知事が
行うこととする。ただし、中央卸売市場の業務
の適正かつ健全な運営を確保するため必要があ
ると認めるときは、農林水産大臣が自らその権
限に属する事務を行うことを妨げない。

前項本文の場合においては、法中同項本文に
規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定
は、都道府県知事に適用する規定として都道府県
知事に適用があるものとする。

第一条 この政令は、昭和五十五年四月一日から
施行する。

附 則（平成二十二年七月二六日政令第二
三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年三月三日政令第四
号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五五年三月三日政令第四
号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年四月一日から
施行する。

附 則（平成二十二年七月二六日政令第二
三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年三月三日政令第四
号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日政令第一
号）抄

この政令は、昭和四十九年四月一日から施行
する。

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施
行する。

（施行期日）

附 則（平成二三年六月三〇日政令第一
九九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成二三年六月三〇日政令第一
二九三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成元年七月一二日政令第五五
号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和元年七月一二日政令第五五
号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一三年三月三〇日政令第一
四一号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施
行する。

（施行期日）

附 則（平成一四年二月八日政令第一
七号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施
行する。

（施行期日）

附 則（平成一四年二月八日政令第一
六号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施
行する。

（施行期日）

附 則（平成一四年二月八日政令第一
五号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施
行する。

（施行期日）

附 則（平成一四年二月八日政令第一
四号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施
行する。

（施行期日）

附 則（平成一四年二月八日政令第一
三号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施
行する。

（施行期日）